

○長崎県市町村職員共済組合組合会議員及び役員の旅費に関する規程

〔 昭和 4 4 年 6 月 2 7 日
規 程 第 3 9 号 〕

改正

昭和 4 5 年 4 月 1 7 日規程第 4 8 号 昭和 4 9 年 2 月 1 5 日規程第 6 5 号
昭和 4 9 年 2 月 1 5 日規程第 6 7 号 昭和 5 1 年 2 月 5 日規程第 7 9 号
昭和 5 4 年 8 月 8 日規程第 9 0 号 昭和 6 3 年 8 月 1 1 日規程第 1 0 8 号
平成 2 年 4 月 1 日規程第 1 1 8 号 平成 7 年 7 月 2 0 日規程第 1 6 0 号

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合定款第 2 5 条第 2 項の規定に基づき組合会議員の旅費の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(旅費)

第 2 条 組合会議員が会議の招集に応じ又は組合の用務のため旅行するときは旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

(鉄道賃)

第 4 条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

2 削除

3 急行料金を徴する線路による出張の場合には、第 1 項に掲げる運賃の外急行料金を支給する。

(1) 急行料金は、次に掲げる路程により出張する場合に限り支給する。

ア 特別急行列車を運行する線路による出張で片道 5 0 キロメートル以上のもの

イ 普通急行列車を運行する線路による出張で片道 5 0 キロメートル以上のもの

4 特別車両料金を徴する客車を運行するものによる出張の場合は、第 1 項に規定する運賃又は第 3 項に規定する急行料金のほか特別車両料金を支給する。

5 座席指定料金は、普通急行列車に座席指定車を連結して片道 1 0 0 キロメートル以上を運行する線路による出張で普通急行料金を支給する場合に支給する。

(船賃)

第 5 条 船賃の額は、一等運賃とする。ただし、運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃とする。

2 特別船座料金（青函連絡船及び宇高連絡船を利用する場合）その他船室の特別の設備を利用するため料金を徴する船舶を運行する航路により出張する場合には、第 1 項に規定する運賃のほか当該料金を支給する。

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃、日当、宿泊料及び食卓料)

第7条 車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表のとおりとする。

(役員の旅費)

第8条 定款第30条の規定に基づく役員の旅費に関する事項については、この規定を準用する。この場合において、第1条及び第2条中「組合会議員」とあるのは「組合の役員」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(その他の事項)

第9条 この規程に定めるものの他は、長崎県市町村職員共済組合職員旅費規程（昭和44年規程第42号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。
- 2 長崎県市町村職員共済組合会議員の旅費に関する規程（昭和37年規程第1号）を廃止する。

附 則（昭和45年4月17日規程第48号）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 改正後の長崎県市町村職員共済組合会議員の旅費に関する規程の規定は、この規程施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年2月15日規程第65号）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年2月15日規程第67号）

- 1 この規程は、昭和48年9月1日から施行する。ただし、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年2月5日規程第79号）

- 1 この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち、施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年8月8日規程第90号）

この改正は、昭和54年9月1日から施行する。ただし、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年8月11日規程第108号）

この改正は、昭和63年8月11日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規程第118号）

- 1 この改正は、平成2年4月1日（次項において「施行日」という。）より施行する。
- 2 この改正は、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅

行については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月20日規程第160号）

この改正は、平成7年7月20日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

別表

車 賃	日 当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食 卓 料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
実 費	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、下関市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものと見なす。